

令和7年度障害者職業生活相談員資格認定講習のご案内

職業を通じて障害者の社会参加をすすめるためには、各企業が積極的に雇用の場を提供しようとすることはもちろん必要ですが、採用後も障害者の職業生活の充実を図ることが大変重要です。

このため、法律^(注)では事業主は障害者を5人以上雇用する事業所ごとに障害者職業生活相談員を選任し、その者に障害者の職業生活全般についての相談・指導を行わせなければならないとしています。

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構では、**民間企業等で**障害者職業生活相談員として選任が予定されている方などに、その技術的事項を習得していただくため「**障害者職業生活相談員資格認定講習**」を実施しています。

(注) 障害者の雇用の促進等に関する法律

【日程】	令和7年9月2日(火)	13:00~16:55	} オンライン形式 (必須)
	3日(水)	13:00~16:35	
	4日(木)	11:00~15:50	
	10月1日(水)	14:30~16:30	} 集合形式(任意)

【受講対象者】 滋賀県内の事業所に勤務し、障害者職業生活相談員として選任が予定されている方等

※法令遵守の観点から受講の必要性が高い事業所を優先して受け入れているため、申込状況によって受講のご希望に添えない場合がございます。受講者は、決定次第ご連絡を差し上げることとしておりますので、ご了承ください。

【受講費用】 受講料無料（受講者には関係資料を無償で提供します。）

【講習内容】

① 障害者雇用の理念と障害者雇用対策の動向	⑥ 採用・配置・労務管理・健康管理
② 障害者雇用納付金制度に基づく助成金について	⑦ 障害種別に見る【就労支援機器を活用して職場環境を整備する】
③ 障害者職業生活相談員の役割	⑧ 障害者雇用に向けて～採用の検討から配置まで～
④ 職場における人間関係とコミュニケーション	⑨ 職場適応の向上、定着支援
⑤ 障害別にみた特徴と雇用上の配慮	⑩ [任意受講科目] 意見交換会 ※別紙「意見交換会のご案内」をご覧ください。

【申込方法】 滋賀支部ホームページから受講申込書をダウンロードし、必要事項をご記入の上、**<6月25日(水)～7月4日(金)(必着)>の期間に、メールにてお申し込みください。**

※メールの件名に「認定講習受講申込みの件」と入力し、送信ください。

※受講決定は申込み順ではありません。定員(70名)を超えるお申込みがあった場合、滋賀支部ホームページに掲載している優先順位により受講者を決定いたします。

※受講の可否については、受講日の2週間前までに通知いたします。

障害者職業生活相談員の職務

次の内容について障害者から相談を受けたり、障害者を指導したりすることが職務です。

- ① 適職の選定、職業能力の開発向上等職務内容について
- ② 障害に応じた施設設備の改善等作業環境の整備について
- ③ 労働条件、職場の人間関係等職場生活について
- ④ 余暇活動について
- ⑤ その他職場適応の向上について

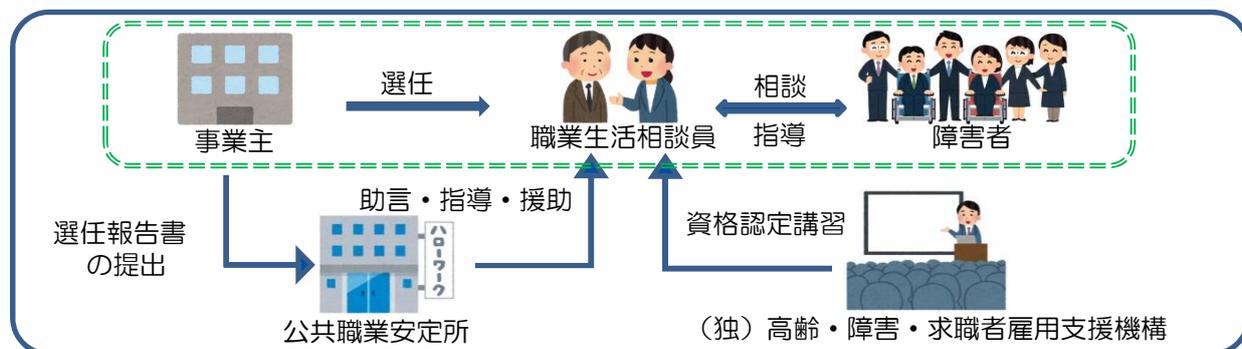
＼らしく、はたらく、ともに／

障害者職業生活相談員になるには

厚生労働省令で定める資格要件（下記をご参照ください）を満たし、かつ、公共職業安定所（ハローワーク）に選任の届け出をすることが必要です。

障害者職業生活相談員の選任要件、選任手続き等についてご不明な点は、ハローワークへお問い合わせください。

障害者職業生活相談員のしくみ



国や地方公共団体等の公務部門を対象とした「公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習」は厚生労働省で実施しています。当機構が実施する講習には、公務部門に勤務する職員の方は受講いただけませんのでご注意ください。

◆厚生労働省で定める資格要件

「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則」より

1	「障害者職業生活相談員資格認定講習」を修了した方
2	職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校の長期課程の指導員訓練（福祉工学科に係るものに限る）を修了した者又はこれに準じる者として厚生労働大臣が定める者
3	学校教育法による大学もしくは高等専門学校卒業後又は職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校の長期課程の指導員訓練（福祉工学科に係るものを除く）、職業能力開発大学校もしくは職業能力開発短期大学校の応用課程の高度職業訓練の修了者もしくはこれらに準じる者として厚生労働大臣が定める者で、その後1年以上障害者の職業生活に関する相談及び指導の実務経験を有する者
4	学校教育法による高等学校（旧中等学校令による中等学校を含む）または中等教育学校を卒業した者（学校教育法施行規則第150条に規定する者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む）で、その後2年以上障害者の職業生活に関する相談及び指導の実務経験を有する者
5	その他の者で、3年以上障害者の職業生活に関する相談及び指導の実務経験を有する者
6	上記に掲げる者に準ずる者（※）

（※）「上記に掲げる者に準ずる者」とは、職場適応援助者養成研修修了者又は「個別的なサポートを行う支援者を必要とする障害者」を支援する者に対する研修（国の機関の職員に対する障害者の職場適応支援者養成事業）修了者を指します。

お問合せ・お申込み

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
 滋賀支部 高齢・障害者業務課
 〒520-0856 大津市光が丘町3-13
 TEL：077-537-1214
 E-mail：shiga-kosyo@jeed.go.jp

＼らしく、はたらく、ともに／

JEED

滋賀支部HPは
こちら→

